

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院 入学試験問題  
【C日程入試】法律専門科目試験

商法 出題の意図

問題1

株主総会決議の瑕疵に関する基本的な論点を確認する問題である。

本問では①Aに招集通知が送られなかったこと、②従業員株主を前列に配置して「異議なし」等と連呼させ、これを制止しなかったことが、それぞれ会社法831条1項1号の株主総会決議の取消事由に該当するかが問題となる。

この点、①については、甲社は取締役会設置会社のため、会社法299条2項2号により、招集通知は（電子提供措置を除き）書面でしなければならないところ、Aには招集通知が送られていないことから、招集手続の法令違反に該当する。ただし、Aへの招集通知の欠缺を根拠に、Cが決議取消訴訟を提起できるかについては別途論点となりうる（最判昭和42・9・28民集21巻7号1970頁）。

②について、判例によれば、他の一般株主の発言を封殺したり、質問する機会を奪ったりするなど、一般株主の株主権行使を不当に阻害する行為を行わせた場合は、取締役ないし取締役会に認められた業務執行権の範囲を越え、決議方法の著しい不公正に該当すると判示されている（大阪高判平成10・11・10資料版商事法務177号255頁）。

問題2

典型的な見せ金とは、発起人等が払込取扱機関以外の第三者から借り入れた金銭をもって出資を履行し、会社成立後にそれを払込取扱機関から引き出して第三者に対する借入金の返済に充てることをいう。これに対して典型的な預金とは、発起人等が払込取扱機関から借り入れをし、その借入金を会社の預金に振り替えることによって株式の払込みに充て、借入金を弁済するまではその預金を引き出さないことを払込取扱機関と約することをいう。両者の差異は、発起人等と払込取扱機関との間に通謀があるか否かであると説明される。見せ金の私法上の効果については有効説と無効説の対立があり、無効説が従来の判例・多数説である（最判昭和38・12・6民集17巻12号1633頁）。この点は規定の整合性の面でも問題となる（たとえば会社法52条の2）。